

令和6年1月から産前産後期間の 国民健康保険税減額制度が始まりました！

対象となる方・受付期間

- 国民健康保険被保険者で、令和5年11月1日以降に出産された方、これから出産を控えている方が対象です。妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象で、死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後でも届出が可能です。
届出受付開始は、令和6年1月4日からです。

国民健康保険税の減額方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方			出産予定月			

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけが減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産予定月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。 ・・・対象期間

- 保険税が減額された場合、過納となった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税減額届出書
- ② 出産予定日又は出産日を確認できるもの
- ③ 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認できるもの
- ④ 世帯主及び出産された（または、これから出産を控えている）方のマイナンバーを確認できるもの

※ ②及び③については、出産証明書や母子健康手帳など

届出先・問合せ先

- 制度に関すること
天童市 保険給付課 国保医療係（市役所1階 窓口⑩番） 電話 023-654-1111 内線 753
- 届出先・税額に関すること
税務課 管理諸税係（市役所1階 窓口⑨番） 内線 772・773